CAFC がコンピュータ関連発明の法定主題について大法廷再審理を決定

2012年10月15日 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

(i) プロセス (process)、(ii) 機械 (machine)、(iii) 生産物 (manufacture)、(iv) 組成物 (composition of matter)、(v) これらの改良のいずれかに属する場合に、米国特許法第101条に規定の発明法定主題と認定されます。これに対し、芸術、自然現象、抽象的概念、自然法則等は発明法定主題ではないとされています。

コンピュータ関連発明に係るプロセスが発明法定主題と認定されるためには、<u>当該プロセスがコンピュータの外部において物理的変形を生じさせるものである</u>か、あるいは<u>当該プロセスが単なる抽象的な概念ではなく技術上のpractical application(実用的な応用または実用的な用途)に限定されている</u>必要があります。なお、物理的変形を生じさせる工程は、コンピュータ内の処理に続く工程に起因する物理的動作であってもよく、また、コンピュータの外部において計測された物理的対象や活動をコンピュータデータに変換する工程であってもよいとされています。

USPTOが公表したコンピュータ関連発明の審査基準によれば、<u>コンピュータ関連発明に係るクレームが記述物</u> (descriptive material) のみによって規定されている場合、米国特許法第101条に規定の要件を充足しないと認定されます。

上記の記述物には、機能的なものと非機能的なものとがあります。このうち、機能的な記述物は、コンピュータ読み取り可能な媒体に記録されたときに機能を果たすような<u>データ構造とコンピュータプログラム</u>とに分類されます。 機能的な記述物は、コンピュータ読み取り可能な媒体に記録されている場合、媒体との間に構造的且つ機能的な相互 関係を有するという理由により、通常は、発明法定主題と認定されます。

これに対して、非機能的な記述物は、コンピュータ読み取り可能な媒体に記録されていたとしても、媒体との間に 構造的且つ機能的な相互関係を有するものではなく、単にその媒体によって持ち運ばれているに過ぎないという理由 で、発明法定主題とは認定されません。

practical application に関するいかなる限定も含まない、単なる抽象概念の操作のみから構成されるプロセスは、発明法定主題ではないと認定されます。クレーム発明が、抽象概念の practical application に関する限定を含むかどうかを決定するためには、出願当初明細書の記載に基づいて、クレーム全体として解析されなければならないとされています。この際、用途または使用分野を示す記述、データ収集動作、後続動作等が評価されなければならず、ある技術分野における practical application に関する限定の記載をクレーム発明が欠いている場合に限って、米国特許法第 101 条を充足していないと認定されます。

このたび、コンピュータ関連発明の法定主題性について、CAFCの大法廷で再審理が行われることになりました。*1

^{*1} LINK: http://inventivestep.files.wordpress.com/2012/10/2011-1301-order.pdf

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政(大阪本部在籍) 外国専門部長代理 : 岡部 泰隆(大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.